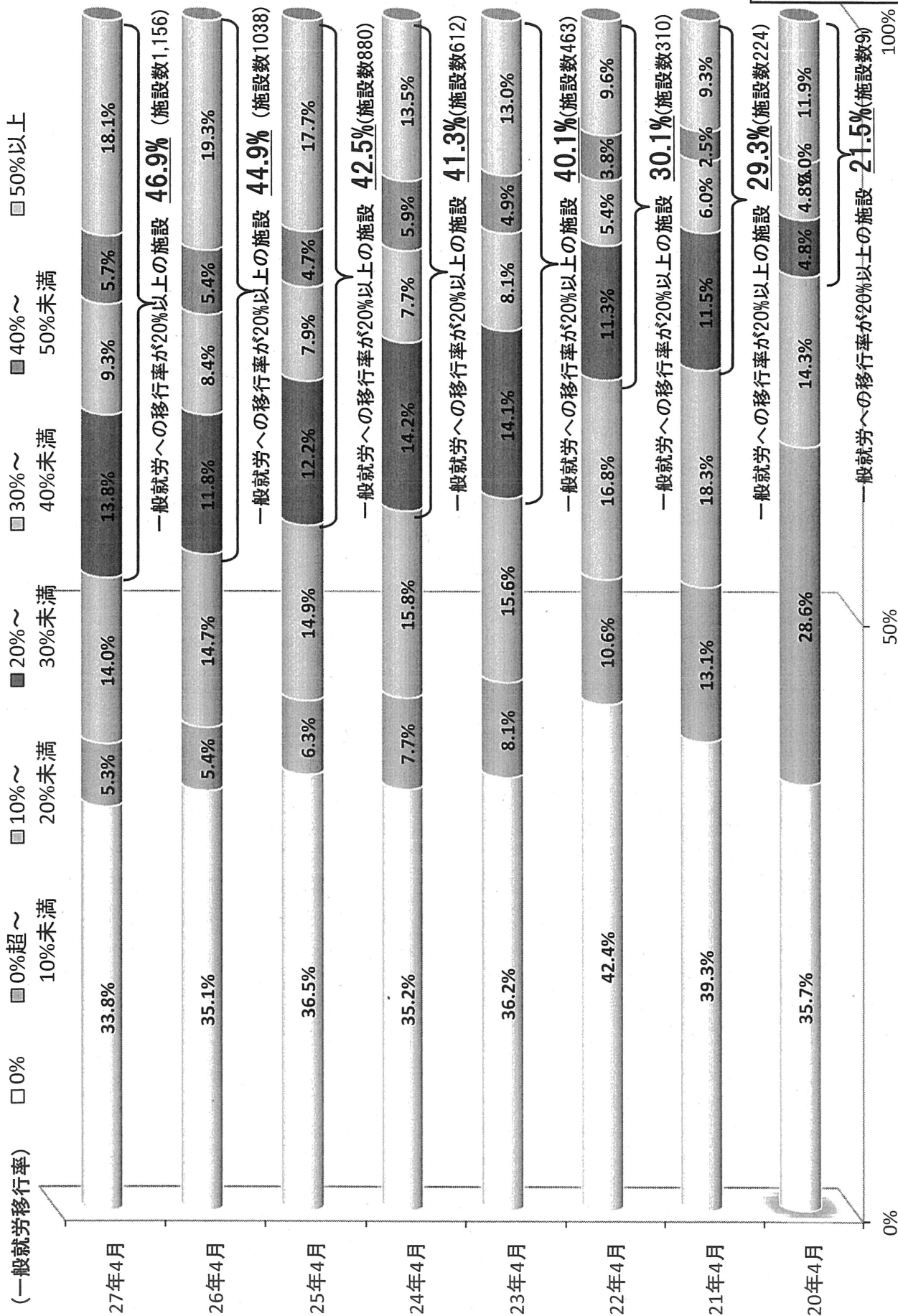


就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移



関連資料1

【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成27年4月分 回答率:81.1%)

就労移行支援に係る報酬の適正化の適用状況(平成27年度報酬改定前後の比較)

		平成26年10月		平成27年10月	
全国	事業所数	2,885		3,101	
	(うち適用あり)	90	3.1%	183	5.9%
北海道	事業所数	173		174	
	(うち適用あり)	9	5.2%	16	9.2%
青森	事業所数	49		48	
	(うち適用あり)	6	12.2%	8	16.7%
岩手県	事業所数	29		31	
	(うち適用あり)	0	0.0%	4	12.9%
宮城県	事業所数	63		62	
	(うち適用あり)	1	1.6%	1	1.6%
秋田県	事業所数	16		20	
	(うち適用あり)	0	0.0%	1	5.0%
山形県	事業所数	32		39	
	(うち適用あり)	0	0.0%	4	10.3%
福島県	事業所数	21		18	
	(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%
茨城県	事業所数	131		130	
	(うち適用あり)	9	6.9%	13	10.0%
栃木県	事業所数	59		57	
	(うち適用あり)	2	3.4%	4	7.0%
群馬県	事業所数	40		49	
	(うち適用あり)	2	5.0%	3	6.1%
埼玉県	事業所数	115		133	
	(うち適用あり)	1	0.9%	7	5.3%
千葉県	事業所数	102		114	
	(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%
東京都	事業所数	226		244	
	(うち適用あり)	8	3.5%	11	4.5%
神奈川県	事業所数	112		138	
	(うち適用あり)	1	0.9%	3	2.2%
新潟県	事業所数	83		88	
	(うち適用あり)	2	2.4%	4	4.5%
富山県	事業所数	24		25	
	(うち適用あり)	1	4.2%	0	0.0%
石川県	事業所数	29		33	
	(うち適用あり)	2	6.9%	6	18.2%
福井県	事業所数	37		35	
	(うち適用あり)	2	5.4%	5	14.3%
山梨県	事業所数	38		36	
	(うち適用あり)	2	5.3%	2	5.6%
長野県	事業所数	62		63	
	(うち適用あり)	3	4.8%	6	9.5%
岐阜県	事業所数	34		42	
	(うち適用あり)	0	0.0%	2	4.8%
静岡県	事業所数	81		90	
	(うち適用あり)	0	0.0%	2	2.2%
愛知県	事業所数	114		116	
	(うち適用あり)	2	1.8%	8	6.9%
三重県	事業所数	17		25	
	(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%
滋賀県	事業所数	26		32	
	(うち適用あり)	0	0.0%	2	6.3%
京都府	事業所数	48		52	
	(うち適用あり)	1	2.1%	3	5.8%
大阪府	事業所数	180		202	
	(うち適用あり)	2	1.1%	5	2.5%
兵庫県	事業所数	93		104	
	(うち適用あり)	2	2.2%	4	3.8%
奈良県	事業所数	25		26	
	(うち適用あり)	2	8.0%	2	7.7%
和歌山県	事業所数	24		26	
	(うち適用あり)	0	0.0%	1	3.8%
鳥取県	事業所数	20		18	
	(うち適用あり)	0	0.0%	0	0.0%
島根県	事業所数	16		15	
	(うち適用あり)	0	0.0%	1	6.7%
岡山県	事業所数	25		28	
	(うち適用あり)	1	4.0%	2	7.1%
広島県	事業所数	71		81	
	(うち適用あり)	2	2.8%	7	8.6%
山口県	事業所数	32		37	
	(うち適用あり)	1	3.1%	3	8.1%
徳島県	事業所数	24		24	
	(うち適用あり)	0	0.0%	1	4.2%
香川県	事業所数	14		16	
	(うち適用あり)	0	0.0%	1	6.3%
愛媛県	事業所数	40		37	
	(うち適用あり)	2	5.0%	5	13.5%
高知県	事業所数	14		15	
	(うち適用あり)	0	0.0%	1	6.7%
福岡県	事業所数	175		194	
	(うち適用あり)	5	2.9%	5	2.6%
佐賀県	事業所数	25		23	
	(うち適用あり)	1	4.0%	1	4.3%
長崎県	事業所数	53		60	
	(うち適用あり)	6	11.3%	4	6.7%
熊本県	事業所数	66		65	
	(うち適用あり)	6	9.1%	7	10.8%
大分県	事業所数	44		43	
	(うち適用あり)	1	2.3%	2	4.7%
宮崎県	事業所数	43		46	
	(うち適用あり)	0	0.0%	4	8.7%
鹿児島県	事業所数	52		59	
	(うち適用あり)	4	7.7%	7	11.9%
沖縄県	事業所数	88		88	
	(うち適用あり)	1	1.1%	5	5.7%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

就労継続支援A型に係る報酬の減算適用状況

関連資料3

		平成27年10月	
全国	事業所数	3,171	
	(うち適用あり)	473	14.9%
北海道	事業所数	228	
	(うち適用あり)	70	30.7%
青森	事業所数	64	
	(うち適用あり)	9	14.1%
岩手県	事業所数	45	
	(うち適用あり)	4	8.9%
宮城県	事業所数	51	
	(うち適用あり)	15	29.4%
秋田県	事業所数	16	
	(うち適用あり)	0	0.0%
山形県	事業所数	26	
	(うち適用あり)	2	7.7%
福島県	事業所数	27	
	(うち適用あり)	2	7.4%
茨城県	事業所数	35	
	(うち適用あり)	4	11.4%
栃木県	事業所数	39	
	(うち適用あり)	4	10.3%
群馬県	事業所数	15	
	(うち適用あり)	1	6.7%
埼玉県	事業所数	56	
	(うち適用あり)	2	3.6%
千葉県	事業所数	42	
	(うち適用あり)	3	7.1%
東京都	事業所数	99	
	(うち適用あり)	23	23.2%
神奈川県	事業所数	72	
	(うち適用あり)	10	13.9%
新潟県	事業所数	25	
	(うち適用あり)	5	20.0%
富山県	事業所数	50	
	(うち適用あり)	6	12.0%
石川県	事業所数	50	
	(うち適用あり)	13	26.0%
福井県	事業所数	58	
	(うち適用あり)	2	3.4%
山梨県	事業所数	12	
	(うち適用あり)	0	0.0%
長野県	事業所数	34	
	(うち適用あり)	0	0.0%
岐阜県	事業所数	110	
	(うち適用あり)	19	17.3%
静岡県	事業所数	90	
	(うち適用あり)	8	8.9%
愛知県	事業所数	244	
	(うち適用あり)	45	18.4%

		平成27年10月	
三重県	事業所数	61	
	(うち適用あり)	1	1.6%
滋賀県	事業所数	26	
	(うち適用あり)	5	19.2%
京都府	事業所数	64	
	(うち適用あり)	12	18.8%
大阪府	事業所数	205	
	(うち適用あり)	28	13.7%
兵庫県	事業所数	109	
	(うち適用あり)	9	8.3%
奈良県	事業所数	25	
	(うち適用あり)	1	4.0%
和歌山県	事業所数	42	
	(うち適用あり)	1	2.4%
鳥取県	事業所数	28	
	(うち適用あり)	1	3.6%
島根県	事業所数	30	
	(うち適用あり)	0	0.0%
岡山県	事業所数	143	
	(うち適用あり)	28	19.6%
広島県	事業所数	77	
	(うち適用あり)	9	11.7%
山口県	事業所数	27	
	(うち適用あり)	1	3.7%
徳島県	事業所数	18	
	(うち適用あり)	4	22.2%
香川県	事業所数	13	
	(うち適用あり)	0	0.0%
愛媛県	事業所数	62	
	(うち適用あり)	9	14.5%
高知県	事業所数	23	
	(うち適用あり)	0	0.0%
福岡県	事業所数	221	
	(うち適用あり)	42	19.0%
佐賀県	事業所数	32	
	(うち適用あり)	4	12.5%
長崎県	事業所数	51	
	(うち適用あり)	8	15.7%
熊本県	事業所数	163	
	(うち適用あり)	35	21.5%
大分県	事業所数	52	
	(うち適用あり)	3	5.8%
宮崎県	事業所数	40	
	(うち適用あり)	3	7.5%
鹿児島県	事業所数	72	
	(うち適用あり)	16	22.2%
沖縄県	事業所数	99	
	(うち適用あり)	6	6.1%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

障発 0908 第 1 号

平成 27 年 9 月 8 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営に向けた指導について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき行われているところである。

さて、指定就労継続支援 A 型については、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行うこととされているところである。

しかしながら、指定就労継続支援 A 型事業者の中には、法の趣旨に反し、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号。以下「運営基準」という。）の規定に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている事業者があることが指摘されている。

このため、下記のとおり、指定就労継続支援 A 型の利用手続きや不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点を整理したので、指導の際に活用いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村に対する周知方よろしく願います。

また、指定就労継続支援 A 型については、その利用に当たり、指定就労継続支援 A 型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として暫定支給決定を行うこととされているので、適切なサービス利用という観点からも、併せて周知方よろしく願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続きについて

就労継続支援A型は、利用者と雇用契約を締結することにより、就労機会を提供しつつ、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、その利用に当たっては、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供するという観点からも、適正な支給決定手続きをお願いする。

なお、暫定支給決定が行われた利用者については、雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第110条に基づく特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる対象労働者から除外され、当該助成金の支給はされないこととなっている。

2 不適切な事業運営の事例

（1）生産活動の内容が不適切と考えられる事例

① 事例内容

就労機会の提供に当たり、収益の上がらない仕事しか提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例。

② 指導の際の確認点

ア 就労継続支援A型の利用に当たっては、利用者と雇用契約を締結することとなっており、雇用契約を締結した利用者については、労働関連法規の適用を受ける労働者に該当し、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）が適用されることから、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事が確保されているかを確認する。

確認に当たっては、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき作成することとされている「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第191条、192条）

運営基準第191条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない」と規定されていることから、事業者には、就労機会の提供に当たり、事業者が供給しようと考えている物品及び役務に関する市場調査等を実施するとともに、地域の状況を適切に把握することが求められ、その結果を踏まえ、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い仕事を確保する必要がある。

また、運営基準第192条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、第190条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金水準を高めるよう努めなければならない」と規定されており、当該規定の趣旨をかんがみれば、最低賃金水準に留まることなく、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うことにより、賃金水準を高めていくことが事業者には求められている。

したがって、収益の低い仕事しか提供していない場合には、就労機会の提供に当たり、市場調査等の実施や地域の状況を適切に把握しているとはいえず、また、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めているとはいえない。

（２）サービス提供の形態が不適切と考えられる事例

① 事例内容

就労継続支援A型のサービス提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間（例：1週間の所定労働時間が20時間）としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例。

② 指導の際の確認点

ア 適切なアセスメントに基づいた個々の利用者に応じた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認する。

また、全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものでないかどうかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第3条、191条、197条（第58条の準用））

運営基準第3条第1項では、「指定障害福祉サービス事業者（第3章から第5章まで及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない」と規定されている。

また、就労継続支援A型において準用する同第58条第2項では、「サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない」と規定されている。

これらの規定に基づき、事業者には、適切な方法でアセスメントを行った上で適切な支援内容を検討し、個々の利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえた個別支援計画を策定し、サービスを提供することが求められる。

また、運営基準第191条第2項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない」と規定されていることから、事業者には、利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえ、個々の利用者に適した作業内容や作業時間とすることにより、作業能率を向上させることが求められる。

したがって、個別支援計画が画一的な内容となっている場合や、正当な理由もなく全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている場合には、適切な個別支援計画の策定や利用者の意向等を踏まえた就労機会の提供が行われているとはいえない。

なお、特定求職者雇用開発助成金は、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）を雇い入れた場合であっても支給対象となることから、当該助成金を受給するために利用者の労働時間を一律に短時間としている場合があり、このような理由も上記基準の趣旨から適切

な事業運営とはいえない。

(3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例

① 事例内容

就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例。

② 指導の際の確認点

ア 利用者の退所状況に関し、一定期間（例：2年又は3年）が経過した後、に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認する。

確認に当たっては、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となっていた利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことがないかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第197条（第11条の準用））

障害福祉サービスの利用に当たっては、市町村から支給決定を受けなければならない、当該支給決定には有効期間が定められており、就労継続支援A型の有効期間は、1月間から36月間の範囲内で市町村が定める期間とされており、最大3年間となっている。

一方で、法第5条第14項では、「この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定されており、就労継続支援A型には、利用期間は定められておらず、支給決定に係る有効期間の更新は可能とされている。

また、就労継続支援A型において準用する運営基準第11条では、「指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない」と規定されている（※）。

これらの規定に基づけば、事業者は、現に就労継続支援A型を利用している者に対し、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、事業所を退所させたりといったことをしてはならず、支給決定の有効期間中の利用者は当然のこととして、支給決定の更新が行われた利用者に対しても適切にサービス提供を行う必要がある。

したがって、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる利用者について、当該助成金の助成対象期間が2年（重度障害者等に該当する場合には3年）であることから、利用者の退所時期が当該助成金の助成対象期間経過後と一致しているような場合には、正当な理由なく、当該助成金の支給終了とあわせて退所させている場合があり、このような取扱いは適切な事業運営とはいえない。

※ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは以下の通り。

- ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ・ 入院治療が必要な場合

平成26年度工賃（賃金）の実績について

1. 調査の概要

（1）調査の目的

障害者の経済的自立のため、工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」、また、平成24年度以降実施している「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃（賃金）の現状を把握することを目的とする。

（2）調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

（3）回収状況

11,869事業所

（4）工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの

2. 調査結果

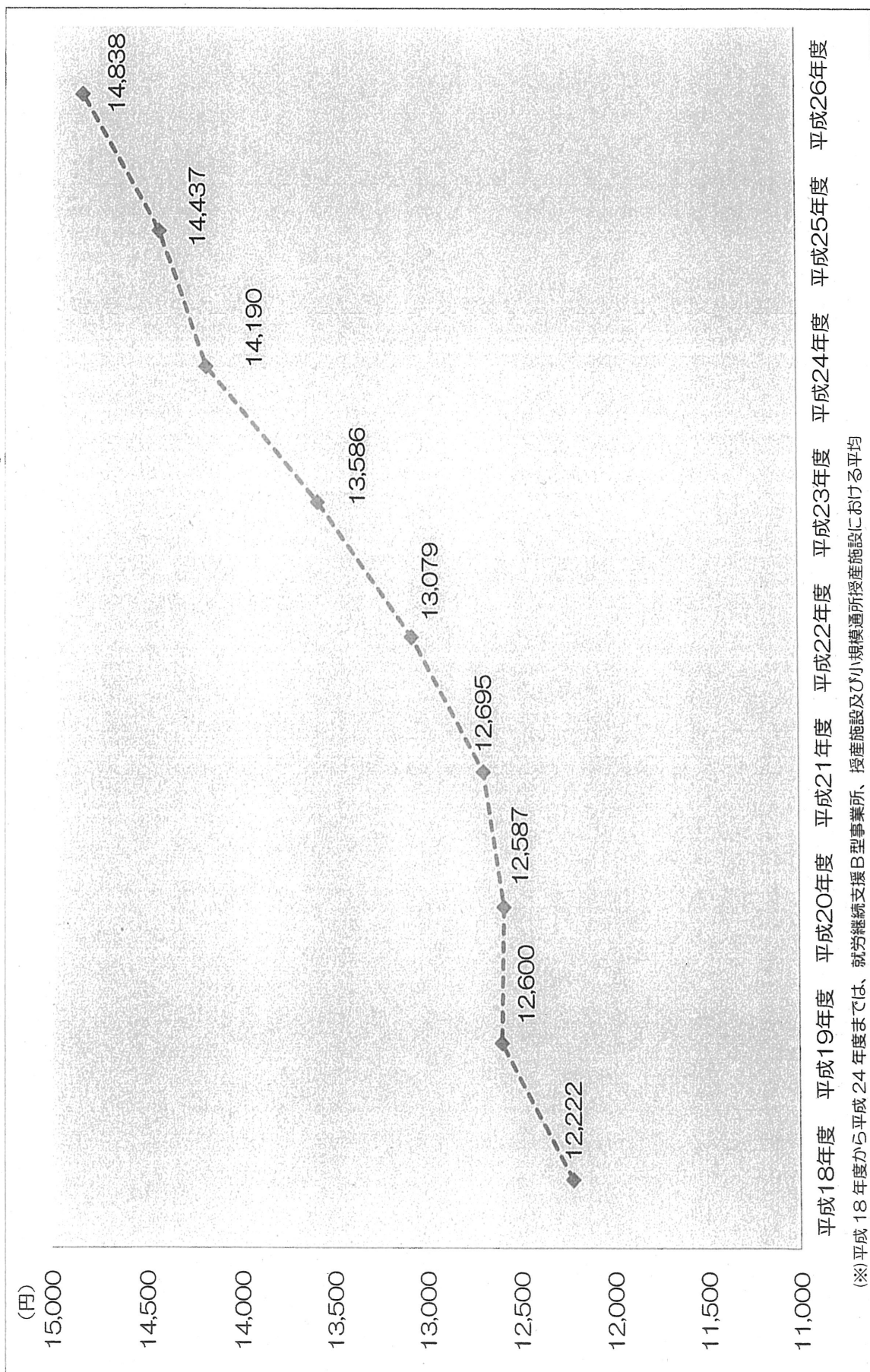
平成26年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	平成25年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	14,838 円 (102.8%)	187 円 (105.1%)	9,244	14,437 円	178 円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	66,412 円 (95.6%)	754 円 (102.3%)	2,625	69,458 円	737 円

○ 平成18年度と平成26年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設 ^(※) の平均工賃 ※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設	(平成18年度) (平成26年度) 12,222 円 → 14,838 円 〈121.4%〉
就労継続支援B型事業所（平成26年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成26年度) 12,542 円 → 16,097 円 〈128.3%〉

平均工賃の推移



平成25・26年度平均工賃（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	平成25年度 平均工賃	平成26年度 平均工賃
北海道	18,848	18,108
青森県	12,125	12,688
岩手県	18,114	18,610
宮城県	16,989	18,186
秋田県	13,790	14,273
山形県	11,526	11,476
福島県	12,842	13,571
茨城県	11,353	11,465
栃木県	14,804	15,451
群馬県	16,346	16,979
埼玉県	13,309	13,950
千葉県	12,596	13,150
東京都	14,588	14,935
神奈川県	13,180	13,709
新潟県	13,416	14,128
富山県	14,027	14,546
石川県	15,297	15,857
福井県	19,733	20,501
山梨県	15,449	15,230
長野県	14,074	14,333
岐阜県	11,756	12,955
静岡県	14,055	14,363
愛知県	15,318	15,917
三重県	12,851	12,950

都道府県	平成25年度 平均工賃	平成26年度 平均工賃
滋賀県	17,558	17,987
京都府	15,395	15,669
大阪府	10,345	10,763
兵庫県	13,020	13,608
奈良県	13,856	14,335
和歌山県	15,741	16,169
鳥取県	17,090	17,179
島根県	17,921	18,173
岡山県	12,126	12,873
広島県	15,551	15,644
山口県	15,639	16,305
徳島県	19,299	20,388
香川県	13,920	13,938
愛媛県	14,667	15,578
高知県	18,738	19,034
福岡県	13,112	13,392
佐賀県	16,875	17,065
長崎県	13,894	14,664
熊本県	13,648	14,042
大分県	15,869	16,134
宮崎県	15,078	16,142
鹿児島県	14,119	14,582
沖縄県	14,032	14,166
全国	14,437	14,838